

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 表彰規程

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労があった者を表彰して、その功をたたえ労をねぎらい、もって社会福祉の向上発展に資することを目的とする。

第2条 表彰は、本会の公的行事の際行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度行うことができる。

第3条 表彰の基準は、別表表彰基準のとおりとする。

2 同功績により大臣、全国社会福祉協議会長、県知事、県社会福祉協議会長及び本会会長よりすでに表彰を受けた者は、原則としてこれを除く。

第4条 社会福祉事業の施設、団体並びに民生児童委員協議会、保護司会、町内会長会連合会、社会福祉関係団体その他の団体は、この規程により表彰をし又は感謝の意を表するに足ると認めるものがあるときは、次の事項を記載した推薦書を会長に提出するものとする。

(1) 被推薦者の住所、氏名、生年月日及び職業（団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名）

(2) 被推薦者の略歴

賞罰を受けたことのあるものは、その年月日及び内容を記載し、団体の場合は、賞罰のみを記載する。

(3) 被推薦者の功労又は善行、篤行事項の詳細

(4) その他必要と認める事項

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈るものとする。ただし、金品をあわせて贈ることができる。

第6条 表彰を行うための功績の認定、表彰の種類及び決定等は、会長が理事会に諮って定める。

第7条 被表彰者が表彰前に死亡したときは、その表彰状及び金品は、その遺族に贈るものとする。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月28日から施行する。

表 彰 基 準

1	生活保護及び低所得世帯の更生指導に功績顕著な者	(1) 民生委員勤続3期以上で左に該当するもの (2) 心配ごと相談員5期以上で左に該当するもの
2	更生保護事業に功績のあった者	(1) 保護司勤続5期以上で左に該当するもの (2) 更生保護関係団体会員も上記に準ずる
3	社会福祉活動又は啓発について功績顕著な者	自発的に率先し実践している個人又は団体 (民生委員又は保護司は除く)
4	善意銀行を通じ社会福祉事業のために多額の金品を寄附した者	(1) 50万円以上又は相当額の品物
5	老人、心身障害者などをいたわることに献身的に努力を続けている者	(1) 対象者は自分の家族以外のもので有ること。 ただし、特別の事情のある場合は除く。 (2) 相当年数の実績のあるもの (3) 職業として従事するものは除く。
6	篤行顕著な者	(1) 多年にわたり実績がある者 (2) 社会的信用のある者
7	被保護世帯又は低所得世帯のうち自立更生の実績が顕著なもの	社会的信用のあるもの
8	社会福祉施設又は機関に永年勤務し功績のある者	15年以上
9	社会福祉諸団体の役職員として永年勤務し功績のある者	15年以上